

評議員選定委員会の運営規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第92条の規定により、公益財団法人住吉隣保事業推進協会の評議員の選任方法について定めることを目的とする。

(設置及び任務)

第2条 当財団は、前条の目的を達成するため評議員選定委員会（以下、委員会という）を設置する。

(委員会の委員)

第3条 委員会は、現行定款上の評議員1名、監事1名、次項の定めに基づいて選任された外部委員3名の合計5名で構成し、うち1名を委員の互選により議長とする。

2 委員会の外部委員は、次のいずれにも該当しない者を理事会において選任する。

①当財団又は関連団体（主要な取引先及び重要な利害関係を有する団体を含む）の業務を執行する者又は使用人

②過去に前号に規定する者となったことがある者

③①又は②に該当する者の配偶者、三親等内の親族、使用人（過去に使用人となった者も含む）

3 委員会の委員は、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

(招集)

第4条 委員会は、理事長が招集する。

(選任方法及び決議)

第5条 委員会は、理事会又は評議員会の推薦に基づき提出された評議員各候補者について審議し、決議は委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(情報の提供)

第6条 理事長は、委員会における前条の審議に当たり、下記各号の情報を提供しなければならない。

①評議員及び評議員会の有する権限、評議員の欠格事由その他評議員に関する法令及び定款の規定の内容

②評議員各候補者の経歴、選任理由、当財団及び当財団の理事又は監事との関係その他の評議員各候補者に関する情報

(議事録)

第7条 委員会は、議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員全員が記名押印し、理事会に提出しなければならない。

(交通費)

第8条 委員が委員会の出席に要した交通費は、「役員及び評議員の報酬並びに費用に関する
規程」第8条第1項を準用する。

(設置期間)

第9条 委員会は、選定した評議員の登記日までの間設置する。

附則 この規則は、2016年6月19日から施行する。